

お客様各位

東京シティ信用金庫

当金庫のインボイス制度への対応の概要について

平素は東京シティ信用金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

さて、令和5年10月1日よりインボイス制度（適格請求書等保存方式）が開始されますが、当金庫は適格請求書発行事業者の登録を受けておりますので、お支払いいただきました各種手数料に含まれる消費税につきましては、当金庫が発行いたします適格請求書（インボイス）に基づき、消費税の仕入税額控除を受けることができます。なお、具体的な要件等は顧問税理士等にお問い合わせください。

当金庫の適格請求書発行事業者登録番号：T2-0100-0500-2402

当金庫のインボイス制度への対応については、現在鋭意準備を進めておりますが、概要は下記の通りとなりますのでご案内いたします。詳細は準備が整い次第、追ってご連絡いたします。

記

1. 営業店窓口等でお支払いいただく各種手数料について

営業店窓口等でお支払いいただいた各種手数料については、インボイスの要件を満たした「領収書」等を発行いたします。

例：振込手数料、残高証明書発行手数料、両替手数料等

2. 各サービス（口座振替等）でお支払いいただく各種手数料について

各サービス（口座振替等）にてお支払いいただいている各種手数料については、インボイス発行をご希望されるお客様に対して、月間インボイスデータを作成し発行いたします。

月間インボイスデータ作成発行をご希望されるお客様は、依頼書（現在作成中）をご記入の上窓口または得意先係までお申し込みください。

例：口座振替手数料・インターネットバンキングによる振込手数料・WEB・FB 基本手数料等

3. 当金庫へのインボイスのご提出について

インボイス制度開始以降、当金庫が商品を購入またはサービスの提供を受け、当金庫が消費税を含む代金（対価）をお支払いする際には、当金庫に対してインボイスのご提出をお願いいたします。

4. ATM 及び両替機でのお取引について

ATM および両替機でのお取引につきましては、インボイスの交付義務が免除される自動販売機特例の対象となり、お客様が一定の事項を記載した帳簿を保存することで消費税の仕入税額控除を受けることが可能となります。

そのため、ATM および両替機から出力される「ご利用明細」等については、インボイス制度に対応する様式改定は行いませんのでご了承ください。

以上